Startup Hub Tokyo オーガナイザー規約

第1条 (総則)

「Startup Hub Tokyo オーガナイザー規約」(以下「本規約」という。)は、東京都が開設した「Startup Hub Tokyo」(以下「当施設」という。)において、創業支援関連のイベント・セミナーなどの主催行為を行う者(以下「オーガナイザー」という。)の規則を定めるものとする。

第2条 (名称)

オーガナイザーの正式名称は、「Startup Hub Tokyo オーガナイザー」と称する。また、オーガナイザーが利用できる、当該拠点の名称を「Startup Hub Tokyo拠点」(以下「本拠点」という。)と称する。

第3条 (目的)

本規約は、多くの創業者、起業家を輩出し、成長・発展に寄与することを目的として、オーガナイザーが当施設会員や、一般起業希望者に対し、起業や、事業化に向けた起業支援のイベント・セミナーなどの開催実行に関する規定を定めるものとする。

(提供するサービス)

- 第3条 オーガナイザーは、当施設において、前条によるイベントやセミナーなどを開催 するにあたり、東京都及び東京都が事務局業務を委託した運営事業者(以下「事務局」 という。)から、目的を達成するため、次に掲げるサービス・スペースの提供を原則無 料で受けることができる。
 - (1) イベント・セミナーなどの開催のための場所提供
- (2) イベント・セミナーなどの実施に使われる、PA装置、映像装置、電源、Wi-Fi環境等
 - (3) イベント・セミナーなどの集客管理(チケッティング)システム及び本システム利用時における、オーガナイザー主催イベントへの参加希望者の情報
 - (4) オーガナイザー主催イベントの告知等における「Startup Hub Toky o ロゴ」の提供(ただし、使用時に別途「ロゴ掲載申請書」の提出が必要)
 - (5) その他、第2条の目的を達成するために必要な活動のサポート

(登録手続き)

第4条 オーガナイザーに登録しようとする者(以下「申込者」という。)は、事務局が 指定する様式において、本規約及び別途定める「Startup Hub Tokyo ラウンジ・イベン トスペース利用規約」(以下「利用規約」という。)、個別に定める「お客様の個人情報 の取り扱いについて(イベント申し込み用&アンケート用)」の内容に同意したうえで 申込むものとする。その後、事務局及び東京都がオーガナイザーとして承認し登録され るものとする。また、事務局で審査するにあたって、「オーガナイザー認定の可不可・ イベント開催可不可」の理由の詳細については、共有しないものとする。

(資格)

第5条 申込者は、前条による登録を認められ、事務局より通知を受けた日をもってオーガナイザーとしての資格を有するものとする。

(オーガナイザーの義務)

第6条 オーガナイザーは、以下に掲げる義務を負うものとする。

- (1) 第3条の目的に鑑み、積極的に本活動を推進し、事務局と連携し多くの成果をもたらす努力を行うものとする。
- (2) オーガナイザーが主催するイベント・セミナーなどにおいて、知的財産等が生ずる可能性があるときは、それらの帰属については、当事者間であらかじめ書面をもって明確にすることとする。
- (3) オーガナイザーは登録の内容に変更が生じた場合、速やかに変更事項を事務局に 提出しなければならない。
- (4) オーガナイザーは、事務局の実施する成果ヒアリング等に協力しなければならない。
- (5) オーガナイザーが主催するイベント・セミナーなどにおいて、オーガナイザー自らがイベント・セミナー参加者に対して保育サービスを提供する場合、当日のイベント会場のレイアウトを事務局が指定した形とする。

(機密情報)

- 第7条 本規約において機密情報とは、イベント開催に関連して東京都及び事務局がオーガナイザーに開示する有形無形の個人情報及び技術上、営業上、その他一切の有用な情報をいう。
- 2 事務局が書面にて機密情報をオーガナイザーに開示する場合は、その書面上に機密である旨及び開示日を表示するものとする。口頭にて機密情報を開示する場合は、その内容を書面化し、その書面上に機密である旨及び開示日を表示の上、口頭による開示以降7日以内に、提供するものとする。但し、以下に掲げる情報は、本規約における機密情報に該当しないものとする。
 - (1) 開示を受ける以前に既に保有していた情報
 - (2) 開示を受ける以前に公知であった情報
 - (3) 開示を受けた後、自己の責によらず公知となった情報
 - (4) 提供を受けた情報に関係なく、独自に収集した情報
- (5) 正当な権利を有する第三者から機密保持の義務を負うことなく適法に取得した情報
 - (6) 法令等による開示が義務付けられた情報
- 3 当施設は、前項第6号に基づき第三者に機密情報を開示する場合、事前に事務局に て、開示する第三者、法令等の根拠規定、機密情報の内容及び範囲を報告するものとす る。

(個人情報)

第8条 本規約において、「個人情報」とは、イベントなどを開催するに当たって提供される個人の氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス等の特定の個人を識別することができる(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)情報をいうものとする。第3条第1項第3号に含む個人情報も含まれる。

個人情報についてはすべて機密情報として本規約を適用するものとする。

(機密保持)

- 第9条 オーガナイザーは次に掲げる行為をしないものとする。
 - (1) 目的の如何を問わず、第三者に対して機密情報を開示、漏洩すること(個人情報 含む)
 - (2) 機密情報を以下に掲げる目的外に使用すること

- ア 当施設でのイベント実施
- イ オーガナイザーの提供するセミナー等のイベント案内
- ウ アンケート項目の集計による、イベントの評価
- エ お客様からのご意見・ご要望に対しての回答
- オ オーガナイザーが取り扱うサービス等に関する提案、その他情報提供
- (3) 機密情報を前号の目的のために必要な合理的部数を超えて複製すること

(事故発生時の報告義務)

第10条 機密情報が第2条以外の目的に利用され、または第三者に開示・漏洩されたことが判明した場合は、速やかに事務局に報告しなければならない。また、機密情報に関する資料・データを紛失または滅失し、もしくは盗難または窃用された場合も同様とする。

(差止・損害賠償)

- 第11条 オーガナイザーが本規約に違反したときは、事務局はオーガナイザーにその行為 の差し止めを求めることができるものとする。
- 2 オーガナイザーが、本規約に違反して事務局或いはその関係会社、当該機密情報で特定される法人・個人または第三者に損害を与えたときは、事務局はその損害(弁護士費用を含む)の賠償を求めることができるものとする。

(有効期間)

第12条 本規約における機密保持義務は、機密情報の開示を受けた時点より3年の間、有効に存続するものとし、第7条、第8条お及び第9条についてはオーガナイザーを退会した後も存続するものとする。

(退会)

第13条 オーガナイザーは別表の退会届を事前に事務局に提出することで、任意に退会することができる。

(参加費用)

第14条 オーガナイザーの登録費用、会費、及び施設利用に関する費用は原則無料とする。

但し、コピー機の利用や、飲料等の提供、ゴミの収集等について、実費の負担を求める場合がある。

(禁止事項)

- 第15条 オーガナイザーは、本施設を利用して以下に掲げる行為を行ってはならない。
 - (1) 他の本施設利用者もしくはその他の第三者の権利・利益を侵害する行為。
 - (2) 他の本施設利用者もしくはその他の第三者を差別もしくは誹謗中傷し、又は他者の名誉もしくは信用を毀損する行為。
 - (3) 本規約、利用規約等、公序良俗、法令もしくは刑罰法規等に違反し、または事務局が不適切と判断する行為。

(会員の資格喪失)

- 第16条 オーガナイザーが以下に掲げるいずれかに該当すると事務局が判断し通知した場合には、オーガナイザーはその資格を喪失する。
 - (1) 本規約に違反した場合
 - (2) 当施設の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をした場合。
- (3) 事務局から連絡を取ることができない等、会員継続の意思がないと認められる場合
 - (4) その他除名すべき正当な事由があると事務局が判断するとき。

2 資格を喪失した者は、資格喪失後1年以内に当施設の利用者情報を用い、当施設と競合する活動をしてはならない。

(免責事項)

- 第17条 オーガナイザー登録に伴うオーガナイザー同士、及び本施設利用者との商談・取引・契約等について、東京都及び事務局は何ら保証等するものではなく、これら及びこれらに基づいて生じたいかなるトラブル・損害についても、東京都及び事務局は一切の責任を負わない。
- 2 オーガナイザーが主催するイベント・セミナーなどにおいて、オーガナイザー自らが イベント・セミナー参加者に対して保育サービスを提供する場合、これによって生じた いかなるトラブル・損害についても、東京都及び事務局は一切の責任を負わない。

(サービスの終了)

第18条 東京都は、事前通知をした上で、第3条のサービスを終了することができる。

2 東京都は、サービス提供終了の際、前項の手続きを経ることで、終了に伴う責任を免れるものとする。

(規約の変更)

第20条 東京都は必要に応じ、本規約を変更できるものとする。

2 東京都は、規約を変更しようとする場合には、あらかじめ変更内容を会員にに通知または公表するものとする。

附則

本規約は、平成29年7月1日から施行する。